

## 報告第2号

### 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

#### 記

##### 1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

##### 2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成28年12月26日

南風原町長 城間俊安

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成28年11月26日(土)16時10分頃、南風原町字宮平697番地10の総合保健福祉防災センター駐車場にて、公用車を後退にて駐車する際に、車体右側後部が相手車両の左側前部と接触し、当該車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 212,360円